

議案第120号

川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年9月5日提出

川崎市長 福田紀彦

川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例

川崎市余熱利用市民施設条例（平成元年川崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条の表中

「

王禅寺余熱利用市民施設	会議室 レクリエーション ルーム トレーニングルーム ギャラリー	午前9時から午後8時まで	12月29日から翌年の1月5日までの日
	ゲートボール場	午前9時から午後4時まで	

」

を

「

	会議室 レクリエーション ルーム	午前9時から午後8時	12月29日から翌年の1月5日までの
--	------------------------	------------	--------------------

王禅寺余熱利用市民施設	トレーニングルーム ギャラリー	まで	日
-------------	--------------------	----	---

に改める。

別表の1施設利用料(1)専用利用料（王禅寺余熱利用市民施設）の表中

会議室	大会議室	2,500円	3,000円	3,000円	8,500円
	第1会議室	700円	900円	900円	2,500円
	第2会議室	700円	900円	900円	2,500円
	第3会議室	700円	900円	900円	2,500円
	第4会議室	700円	900円	900円	2,500円
レクリエーションルーム		4,000円	6,000円	6,000円	16,000円

を

会議室	大会議室	2,750円	3,300円	3,300円	9,350円
	第1会議室	770円	990円	990円	2,750円
	第2会議室	770円	990円	990円	2,750円
	第3会議室	770円	990円	990円	2,750円
	第4会議室	770円	990円	990円	2,750円
レクリエーションルーム		4,400円	6,600円	6,600円	17,600円

に改め、ゲートボール場の項を削る。

別表の1施設利用料(1)専用利用料（王禅寺余熱利用市民施設）の表備考中「2割相当額」の次に「（10円未満の端数は、切り捨てる。）」を加え、別表の1施設利用料(2)個人利用料の表備考以外の部分を次のように改める。

(2) 個人利用料

温水プール	区分		基本料金		超過料金	
	堤根余熱利用市民施設	15歳以上の者	1人1回 1時間まで	220円	超過時間 30分までごとに	110円
3歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。)		50円		25円		

ール	王禅寺余熱利用市民施設	15歳以上の者	1人1回 1時間まで	330円	超過時間 30分までご とに	165円
		3歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。)		110円		55円
トレ ー ニ ン グ ル ーム	区 分		金 額			
			午 前	午 後	夜 間	
			9時～12時	1時～4時	5時～8時	
	王禅寺余熱利用市民施設	20歳以上の者	330円	330円	330円	
		15歳以上20歳未満の者 20歳以上の学生	110円	110円	110円	

別表の2設備利用料の表中「2,000円」を「2,200円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第7条の表の改正規定及び別表の1施設利用料(1)専用利用料(王禅寺余熱利用市民施設)の表の改正規定中ゲートボール場の項を削る部分は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

余熱利用市民施設の利用料金の上限額を改定し、及び王禅寺余熱利用市民施設のゲートボール場を廃止するため、この条例を制定するものである。